

国民健康保険から大切なお知らせです



70歳以上75歳未満の人が お医者さんにかかるときの 自己負担割合について

平成26年4月からこうなります

区 分		自己負担割合
現役並み所得者 (課税所得が145万円以上)		3割
一般 低所得者Ⅰ 低所得者Ⅱ	昭和19年4月2日以降 に生まれた方	2割
	昭和19年4月1日以前に 生まれた方 (75歳到達まで特例措 置により1割)	1割

平成26年3月31日まで1割負担の高齢受給者証をお持ちの方には、新しい受給者証を3月下旬に送付しましたのでご確認ください。

- ・交付年月日：平成26年4月1日
- ・有効期限：平成26年7月31日

70歳から74歳までの方（誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方）が、お医者さんにかかるときに支払う医療費の自己負担割合は原則2割（現役並み所得者除く）ですが、負担を軽減するために「特例措置対象被保険者」として1割に凍結されてきました。

これが平成26年度より段階的に2割に戻されます。平成26年4月2日以降に70歳の誕生日をむかえる方（昭和19年4月2日以降に生まれの方）から2割となります。

お医者さんにかかるとき

「保険証」と「高齢受給者証」を忘れずに提示ください。高齢受給者証は70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方はその月）から対象になります。

■問い合わせ先 市民課 ☎40-5556

国民健康保険税の税率を改正します

区 分		現 行	改 正 後	比 較
医療給付費分	課税限度額	500,000円	510,000円	10,000円増
	所得割額	5.8%	6.7%	0.9%増
	均等割額	27,400円	27,400円	据え置き
	平等割額	23,100円	23,100円	据え置き
後期高齢者 支援金分	課税限度額	130,000円	140,000円	10,000円増
	所得割額	1.9%	2.0%	0.1%増
	均等割額	8,700円	8,700円	据え置き
	平等割額	7,300円	7,300円	据え置き
介護納付金分	課税限度額	100,000円	120,000円	20,000円増
	所得割額	1.4%	2.1%	0.7%増
	均等割額	8,500円	8,500円	据え置き
	平等割額	5,000円	5,000円	据え置き

国民健康保険税について、平成23年度、税率・賦課限度額等を改正して以来3年が経過しました。

市では、国民健康保険事業の財政状況を健全に保ち、安定した医療給付を行うため、平成26年4月1日より国民健康保険税の税率等を左表のとおり改正します。

■問い合わせ先

税務課

☎(40)5554

市民課

☎(40)5556